

平成18年11月24日

関東運輸局プレスリリース

銚子電気鉄道(株)に対し安全確保に関する命令を発出

平成18年10月23日(月)～26日(木)において関東運輸局(局長 大藪 譲治)が銚子電気鉄道(株)に対して実施した保安監査の結果、輸送の安全を阻害している事実があると認められたことから、24日(本日)、当局は銚子電気鉄道株式会社 小川文雄 代表取締役社長に対し鉄道事業法第23条に基づき、安全確保に関する命令を発出しましたのでお知らせ致します。

(添付資料)

安全確保に関する命令〔別紙 概要のとおり〕

[担当者]

関東運輸局鉄道部

鉄道安全監査官 菅原 TEL : 045-211-7274

安全指導課 浅見 TEL : 045-211-7240

(住所)

横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎17階

[配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ

関東運輸局記者会〔ハイク等専門紙〕

物流専門紙、千葉県政記者クラブ

銚子電気鉄道株式会社に対する安全確保に関する命令の概要について

平成18年10月23日から26日の4日間にわたり、関東運輸局が実施した保安監査の結果、以下の概要に記述した事項について改善が必要と認められたことから、同社に対し、鉄道事業法に基づく安全確保に関する命令を発出しました。

命令の概要

1. 組織の安全管理体制の改善

(1) 安全管理体制の確立

法令等を遵守し経営幹部が安全確保に関し確実にその責務を果たすとともに、組織体制を再構築し、安全管理体制を確立すること。

(2) 教育・訓練体制の確立

係員に対し作業の内容に対応した知識及び技能を保有するよう教育及び訓練を行い、また、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員には、作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確認すること。さらに、これらの教育・訓練等の体制を整備し、確実に実施すること。

(3) 施設等の検査及び修繕等の施行、管理体制の確立

検査、修繕及びその記録の保存等検査の施行、管理が確実に実施できる体制を整備し、確実に実施すること。

(4) 基本動作の励行及び厳正な取扱いの徹底

列車等の運転の安全確保のために、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が、運転取扱いを厳正に実施し、それぞれの分担する作業を的確に実行できるよう徹底すること。

2. 鉄道施設の改善

(1) 踏切道の安全確保

列車が通過中であるにもかかわらず、踏切遮断機の遮断状態を解除していたことが確認されたことから、必要な改善をすること。

(2) 施設の総点検の実施、整備計画の策定及び改善

次のとおり、保守状態の不適切な施設が確認されたことから、施設の総点検を実施しその結果に基づき施設の整備計画を立てるとともに必要な改善をすること。

まくら木の腐食、折損及び路盤内への沈下等が各所に見られ、道床の一部が減損している箇所がある。

踏切保安装置（せん光灯、クロスマーク及び送着電線等）の脱落及び腐食が多数見られる。など、その他、保守状態の不適切な施設が多数ある。

改善措置状況の報告について

事業者は改善措置の状況を2ヶ月以内に運輸局へ報告